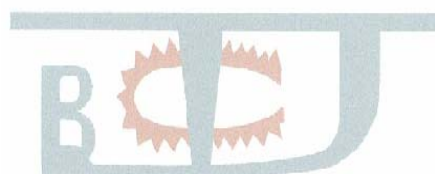


2015 年度
暫定教育医（歯科口腔外科）
申請の手引き



Japanese Board of Cancer Therapy

日本がん治療認定医機構

2015年4月1日

2015年度暫定教育医・暫定教育医(歯科口腔外科)の申請について

一般社団法人日本がん治療認定医機構
資格審査委員会

2015年度に暫定教育医・暫定教育医(歯科口腔外科)に申請する場合は、下記ご了承の上、申請くださいますようお願い申し上げます。

1. 暫定教育医制度廃止

暫定教育医制度は2017年7月31日をもって廃止となります。2015年度に暫定教育医を取得した場合、認定期間は2017年7月31日までの「2年間」となります。更新および「がん治療認定医」資格への移行はありません。

2. 指導責任者としての役割終了

暫定教育医は、本機構認定医制度設立当初に、認定研修施設における「がん治療認定医」研修者を指導する立場(指導責任者)の資格として暫定的に設けられました。制度発足から8年が経過し、今後は「がん治療認定医」取得者が、「がん治療認定医」研修者の指導的役割を担っていくことが求められています。

2013年度より、「がん治療認定医」を更新した者は、暫定教育医と同等に、「がん治療認定医」研修者に対する指導責任者として位置付けられております。このため、「がん治療認定医」を更新した者あるいは近年更新予定の者が、新たに暫定教育医を取得する必要はありません。

3. 申請理由の確認

上記の経緯により、暫定教育医・暫定教育医(歯科口腔外科)の申請を希望する者については、申請理由の確認をいたします。

下記①～③に該当する者については申請を認めます。下記①～③に該当せず、資格審査委員会が資格取得の必要性が認められないと判断した場合は、申請をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。

①認定研修施設に勤務している場合

認定研修施設の資格維持のために、申請者が新たに暫定教育医・暫定教育医(歯科口腔外科)を取得する必要がある。

②認定研修施設でない施設に勤務している場合

申請者が指導責任者となり、新たに認定研修施設に申請する予定である。

③学会における資格の申請のため、暫定教育医・暫定教育医(歯科口腔外科)を取得する必要がある。

以上

【問合せ先】

一般社団法人日本がん治療認定医機構 事務局
〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35
(一財)国際医学情報センター内
電話: 03-5361-7105
Eメール: c-info@imic.or.jp

日本がん治療認定医機構 2015年度